

藤井寺市立市民総合会館条例

藤井寺市立市民総合会館条例(昭和48年藤井寺市条例第29号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の福祉増進と文化教養の向上に寄与するため、本市に市民総合会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 藤井寺市立市民総合会館

(2) 位置

ア 本館 藤井寺市北岡1丁目2番3号

イ 別館 藤井寺市北岡1丁目2番8号

一部改正〔令和5年条例23号〕

(開館時間)

第3条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

全部改正〔平成17年条例18号〕

(指定管理者による管理)

第4条 会館の管理は、法人その他の団体であって地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市が指定する団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例18号〕

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の使用の許可に関する業務

(2) 会館の管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

追加〔平成17年条例18号〕

(使用の許可)

第6条 会館(附属設備を含む。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、会館を目的外に使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号〕

(使用者の責務)

第7条 使用者は、会館の使用その使用中その使用に係る施設及び附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、関係官公庁への届出又は許可を受ける必要がある場合は、使用日時までにその手続を完了しなければならない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号〕

(使用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

(1) 公共の秩序を乱し、又は風紀を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備その他器具備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 指定管理者が特に必要があると認めた場合を除くほか、使用期間が引き続き10日を超えるとき。

(5) 暴力団(藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、その使用を不相当と認めるとき。

一部改正〔平成17年条例18号・21年4号・22年14号・26年1号〕

(使用許可の取消し等)

第9条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反して使用したとき又は使用しようとするとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他緊急のやむを得ない事由により特に必要があるとき。

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、管理上支障が生じたとき。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・26年1号〕

(入館の禁止等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 伝染性の病気にかかっている者

(2) 他人に迷惑をかける行為をする者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)の類を携帯する者

(4) 前3号に掲げる者を除くほか、管理上支障があると認めるとき

2 使用者は、その使用により入館する者に対し、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁じ、又は退館させなければならない。

一部改正〔平成14年条例25号・17年18号・22年14号〕

(遵守事項)

第11条 使用者及びその他の入館者は、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守しなければならない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号〕

(使用料)

第12条 使用者は、別表第1に定める使用料を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が認めた場合は、この限りでない。

3 使用者は、附属設備を使用するときは、別表第2に定める使用料を指定管理者に納付しなければならない。

4 許可を受けて会館を目的外に使用するときは、藤井寺市公有財産管理規則(昭和50年藤井寺市規則第10号)で定める使用料を市長に納付しなければならない。

一部改正〔平成17年条例18号・21年4号・22年14号・令和4年7号〕

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔令和2年条例4号〕

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなくなったとき 既納使用料の全額

(2) 大ホール、中ホール、小ホール及び市民ギャラリーの使用において、使用許可取消しの申出を使用の日前7日までにいったとき 既納使用料の5割

(3) 前号に掲げる施設以外の施設の使用において、使用許可取消しの申出を使用の日前日までにいったとき 既納使用料の5割

一部改正〔平成17年条例18号・21年4号・22年14号・令和2年4号〕

(保証金)

第15条 指定管理者は、別に定めるところにより、使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別により、その都度指定管理者が定める。

3 保証金は、使用の終了後使用者に還付する。

4 保証金には、利子を付さない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、会館使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、許可を受けた目的外に会館を使用してはならない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

(施設の破損及び滅失の届出)

第17条 使用者は、会館建物、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

(使用終了の届出)

第18条 使用者は、会館の使用を終わったときは、直ちに届け出て、指定管理者の検査を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

(特別の設備及び原状回復)

第19条 使用者が自ら特別な設備又は装飾を設けようとするときは、使用許可申請と同時にその旨を申請して、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者において、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、特別の条件を付すことができる。

3 前2項の規定により、特別の設備又は装飾を設けたときは、使用者は、使用後自らの費用で速やかにこれを撤去して、原状に復さなければならない。第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときも、同様とする。

4 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

(免責事項)

第20条 第9条の規定による使用許可の取消し等その他会館の施設等の使用又はこの条例に基づく処分によって使用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

(損害賠償)

第21条 使用者は、使用期間中、自己の責めに帰すべき事由によって会館の建物、附属設備、器具等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償の方法及び額は、指定管理者が決定する。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例18号・22年14号・令和2年4号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の前になされた会館の使用の許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。
(藤井寺市立市民総合会館分館条例の廃止)
- 3 藤井寺市立市民総合会館分館条例(昭和47年藤井寺市条例第15号)は、廃止する。
附 則(平成14年12月26日条例第25号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年9月30日条例第18号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、指定管理者を指定するまでの間の施設の管理については、なお従前の例による。
(藤井寺市情報公開条例及び藤井寺市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 藤井寺市情報公開条例(平成11年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 藤井寺市個人情報保護条例(平成11年藤井寺市条例第2号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成21年3月25日条例第4号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。
附 則(平成22年6月30日条例第14号)
この条例は、平成22年7月1日から施行する。
附 則(平成25年3月28日条例第5号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成26年3月31日条例第1号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成26年7月1日条例第10号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和元年9月30日条例第13号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料の額について適用し、施行日前の申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料の額について適用し、施行日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
附 則(令和2年3月26日条例第4号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和4年3月28日条例第7号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和5年9月28日条例第23号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

基本料金表

本館(大ホール・小ホール)

使用時間区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
種別		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール (全面)	平日	円 28,160	円 47,520	円 52,800	円 68,860	円 91,280	円 117,920
	土、 日、休	35,200	56,320	63,360	82,360	107,700	140,800
大ホール (客席 半面)	平日	19,820	33,460	37,160	48,480	64,270	83,020
	土、 日、休	24,780	39,650	44,600	57,980	75,830	99,140
小ホール	平日	7,230	11,440	13,200	15,310	20,190	26,400
	土、 日、休	8,580	12,660	15,840	18,050	24,220	31,680

本館(大ホール・小ホールを除く。)

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
--------	----	----	----	----

種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
小会議室A	円 1,700	円 2,280	円 3,040	円 6,320
小会議室B	1,700	2,280	3,040	6,320
小会議室C	1,700	2,280	3,040	6,320
小会議室D	1,700	2,280	3,040	6,320
小会議室E	1,700	2,280	3,040	6,320
中会議室A	2,660	3,610	4,370	8,670
中会議室B	2,660	3,610	4,370	8,670
多目的室	2,660	3,610	4,370	8,670
フリールーム	2,120	2,850	3,800	7,900
和室A	1,700	2,280	3,040	6,320
和室B	1,700	2,280	3,040	6,320
和室全室 (和室Aと和室Bを同時使用したとき)	3,060	4,100	5,470	11,380
絵画教室	2,660	3,610	4,370	8,670
音楽教室	2,660	3,610	4,370	8,670
料理教室	4,000	4,590	5,310	12,390
茶室	1,700	2,280	3,040	6,320
市民ギャラリー	5,310	7,960	10,620	22,060

別館(中ホール)

使用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
平日	13,720	22,000	28,500	31,070	43,930	56,320
土、日、休	14,960	23,920	29,740	33,820	46,690	59,840

別館(中ホールを除く。)

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円
会議室301	1,510	1,900	2,370	4,590
会議室302	1,010	1,510	1,700	3,230
会議室303	1,010	1,510	1,700	3,230
会議室304	1,010	1,510	1,700	3,230
会議室305	4,370	5,650	7,080	13,070
会議室307	2,280	3,040	3,940	7,240
会議室308	2,280	3,040	3,940	7,240

備考

- 「土、日、休」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)その他の法律に規定する休日を含む。
- 使用者が市外居住者(法人又は事業所にあつては、その所在地)であるときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算する。
- 大ホール(全面)又は大ホール(客席半面)において、準備で舞台のみを使用するときは、当該使用時間区分に係る大ホール(全面)基本料金の3割相当額を徴収する。
- 大ホール(全面)又は大ホール(客席半面)において、準備、練習又はリハーサルで舞台及び客席のみを使用するときは、当該使用時間区分に係る大ホール(全面)基本料金の7割相当額を徴収する。
- 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、その最高額が1,500円以上の場合は当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。
- 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。
- 使用許可時間の延長(使用時間区分の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げをいう。別表第2において同じ。)は、管理上支障がないときに限り、1時間以内において許可する。この場合において、30分以上1時間以内の当該延長に係る使用料は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める使用時間区分に係る基本料金(加算額があるときは、その額を加えた額)の3割相当額を加算する。
(1) 正午の終了時刻を繰り下げの場合 午前の使用時間区分

(2) 午後1時の開始時刻を繰り上げる場合又は午後5時の終了時刻を繰り下げる場合 午後の使用時間区分

(3) 午後6時の開始時刻を繰り上げる場合 夜間の使用時間区分

8 大ホール、中ホール、小ホール及び市民ギャラリーにおいて、開館までの間に材料の搬入、仕込み等を行うときは、1時間前までとし、2,090円を徴収する。

9 舞台、照明、音響等に関し、技術者等の必要な人員に係る人件費については、1人分のみ基本料金に含む（その他必要な人員に係る人件費については、別途実費支払を要する）。

10 使用料を算定するに当たり、基本料金に備考2から備考7までに定める割合を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その都度これを切り捨てる。

全部改正〔令和元年条例13号〕、一部改正〔令和4年条例7号・5年23号〕

別表第2（第12条関係）
附属設備使用料金表

大ホール照明		
名称	単位	使用料
		円
フットライト	1列	620
花道フットライト	1列	200
プロセニウムボーダーライト	1列	940
ボーダーライト	1列	940
サスペンションライト	1列	2,090
トーマンタルタワースポットライト	4台	830
アッパーホリゾンライト	1列	2,090
ロアーホリゾンライト	1列	1,570
シーリングスポットライト	12台	2,090
第1フロントサイドスポットライト	6台	1,250
第2フロントサイドスポットライト	8台	1,570
クセノンピンスポットライト	1台	4,190
照明用スタンド	1台	100
エフェクトマシン	1台	1,250
オーロラマシン	1台	730
ミラーボール	1台	730
スポットライト(1KW)	1台	310
スポットライト(0.5KW)	1台	200

中ホール照明		
名称	単位	使用料
		円
フットライト	1列	620
ボーダーライト	1列	940
サスペンションライト	1列	1,570
アッパーホリゾンライト	1列	1,040
ロアーホリゾンライト	1列	830
シーリングスポットライト	9台	1,360
フロントサイドスポットライト	4台	940
スポットライト(1KW)	1台	310
ミラーボール	1台	520
ピンスポットライト	1台	1,040
客席用スポットライト	1式	1,040

小ホール照明		
名称	単位	使用料
		円
ボーダーライト	1列	1,040
アッパーホリゾンライト	1列	1,040
ロアーホリゾンライト	1列	830
シーリングスポットライト	6台	1,250
フロントサイドスポットライト	4台	620

大ホール舞台設備		
----------	--	--

名称	単位	使用料
音響反射板	1式	円 5,230
指揮者台	1台	200
楽団用譜面台	1本	100
所作台	1式	5,230
平台	1枚	100
平台	1セット (10枚)	940
花台	1台	200
松羽目	1式	1,570
金屏風	1双	1,570
銀屏風	1双	1,570
緋毛せん	1枚	100
めくり台	1台	100

中ホール舞台設備		
名称	単位	使用料
花台	1台	円 200
めくり台	1台	100
金屏風	1双	1,570

小ホール舞台設備		
名称	単位	使用料
花台	1台	円 200
めくり台	1台	100
スクリーン	1式	310

楽器			
名称	単位	使用料	付記
コンサートピアノ	1台	円 4,190	大ホール
コンサートピアノ	1台	2,610	中ホール
コンサートピアノ	1台	2,090	小ホール
アップライトピアノ	1台	730	音楽教室
コンサートピアノ	1台	2,090	音楽教室

大ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記
拡声装置1	1式	円 4,190	アンプ、調整卓、プロセ ニウムスピーカー、モニ ター、ステージスピーカ ー、ダイナミックマイク2 本
拡声装置2	1式	2,090	モニター用としてのみ使 用時(運営系)
ワイヤレスマイク	1本	1,040	マイクスタンド付
コンデンサーマイク	1本	830	マイクスタンド付
ダイナミックマイク	1本	620	マイクスタンド付
マイクスタンド	1本	100	
カセットデッキ	1台	1,040	
ダイレクトボックス	1台	520	
CDプレーヤー	1台	1,040	
MDプレーヤー	1台	1,040	
ステージスピーカー	1対	2,090	
はねかえりスピーカー	1台	1,570	

デジタルリバーブ	1台	1,040	
----------	----	-------	--

中ホール音響設備

名称	単位	使用料	付記
拡声装置	1式	円 3,140	ダイナミックマイク1本付
ワイヤレスマイク	1本	1,040	
コンデンサーマイク	1本	830	
ダイナミックマイク	1本	620	
カセットデッキ	1台	1,040	
CDプレーヤー	1台	1,040	
MDプレーヤー	1台	1,040	
ダイレクトボックス	1台	520	

小ホール音響設備

名称	単位	使用料	付記
拡声装置	1式	円 2,610	ダイナミックマイク1本付
ワイヤレスマイク	1本	1,040	
ダイナミックマイク	1本	620	
カセットデッキ	1台	1,040	
CDプレーヤー	1台	1,040	
MDプレーヤー	1台	1,040	
ダイレクトボックス	1台	520	
デジタルリバーブ	1台	1,040	

その他

名称	単位	使用料	付記
茶器	1式	円 1,570	
展示パネル	1枚	150	
拡声装置	1式	730	
持込み機材電源使用料(1KW)	1区分	310	大・中・小ホール
プロジェクター	1式	3,140	スクリーン付
ロッカー(大)	1個	520	1月につき
ロッカー(小)	1個	410	1月につき
ロッカー(大)	1個	70	1日につき
ロッカー(小)	1個	50	1日につき

備考

- この使用料は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあっては上記使用料金の額とし、午前・午後又は午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあっては上記使用料金に2を乗じた額、全日の区分による使用にあっては上記使用料金に3を乗じた額とする。ただし、ロッカーの使用についてはこの限りでない。
- 附属設備の使用許可時間の延長は、別表第1備考7の規定により施設の使用許可時間の延長の許可をした場合に、その施設と同時に使用しようとする附属設備について許可する。この場合の超過使用料金は、上記使用料金の3割相当額とする。
- 使用料を算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
全部改正〔令和元年条例13号〕